

定 款

株式会社 中 村 超 硬

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社中村超硬と称し、英文ではNAKAMURA CHOUKO U CO. , LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ダイヤモンド、チタン、タングステン、モリブデン及びセラミックス等を使用した特殊精密部品及び各種工具の設計・製造・販売
- (2) 耐摩冶金具、切削冶金具、超硬冶金具の設計・製造・販売
- (3) 医療用具の設計・製造・販売
- (4) 産業用及び医療用機械装置の設計・製造・販売
- (5) 電子材料等のスライス加工及びその加工物並びにそのスライス廃材の付加工物の販売
- (6) 電子部品及びその周辺部材の洗浄サービス業務
- (7) 無機及び有機の各種化合物の開発・製造・販売並びに化合物の受託研究、受託合成、受託生産業務
- (8) Si 源を用いたセラミックス材料及びその応用製品の開発・製造・販売
- (9) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、3,000 万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権

者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者として行うことができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。

（選任方法）

第 19 条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

4. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任 期）

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第 4 項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、当該補欠監査等委員である取締役としての選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、あ

らかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、これを短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。

2. 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を

取締役委任することができる。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。
ただし、緊急の必要があるときには、これを短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査等委員会を開催することが出来る。

(監査等委員会の決議の方法)

第 31 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 37 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は登録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、期末配当金という。)を行う。

(中間配当金)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は登録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 39 条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

附則

第 1 条 2026 年 6 月 26 日開催の第 56 回定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条の定めるところによる。

2. 2026 年 6 月 26 日開催の第 56 回定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条の定めるところによる。

(施行)

昭和45年12月21日

(最終改定)

2026 年 6 月 26 日